

【開催日】平成30年1月17日（水）9:30 - 17:30

【会場】静岡県産業経済会館 3階 第3会議室

【タイムスケジュール】

9:30	開始挨拶、講師紹介
9:35	受講者の自己紹介 一人1分ずつ 名前、所属、メインの取引形態と国、講座に来た理由（お話できる範囲で）
9:50	講義Ⅰ（間に10分休憩。以下同様）
11:40	昼食休憩
12:50	講義Ⅱ
14:40	休憩
15:00	講義Ⅲ
16:50	休憩
17:00	まとめ・質疑応答など
17:30	終了

【講義で取り上げるケーススタディ例】

1. 技術提携契約 X：日本の会社 Y：外国の会社

①秘密保持契約
Xは、新商品の開発のための共同研究を提案するために、Yにアイデアを詳細に記した資料を提供したところ、Yはこのアイデアからヒントを得て、Xよりも先に商品化と権利化を進めてしまった。Xは、資料提供にあたり特許契約は作成せず、プレゼン資料にも情報の取扱いに関する条件記載をしていなかった。その結果、Xが商品化に漕ぎつけたタイミングで、Yから権利侵害と販売中止を申し入れられてしまった。このような事態を避けるために、Xはどのような対応をするべきであったか。
②許諾製品の特定
Xは、Yとの間で、Xが医療用センサーに対して保有する日本特許についてライセンス契約を締結した。当該センサーは、処理装置に組み込まれていて、Xは当然Yもその形で販売しているものと認識していた。しかしYは、契約書にはライセンスの対象商品の定義として、単に「日本特許第〇号を採用する製品」とのみあり、ライセンス料は「許諾製品の販売額の△%」となっているとの理由から、装置全体の売値の1割にも満たない額に対してのみライセンス料を支払うと言ってきた。Yの主張を受け入れざるを得ないのか。
③契約の解除
Xは、自社開発した技術・製品の事業拡大のため、Yとの間で、Xの保有する技術に係る排他的ライセンス契約を締結した。契約期間は5年。ライセンス料は、最初に1000ドル、ロイヤリティとして売上の5%と規定されていた。しかし、契約から2年経過してもYの販売が伸びず、Xが期待するほどのロイヤリティは得られなかった。Xはライセンス契約を解除したいが、契約期間が終了するまでは無理か。どのような契約であればよかったか。

2. 生産提携契約 X：日本の会社 Y：外国の会社（XのOEM工場）

①契約終了後の無断技術利用
Xが提供した技術を用いて製品を製造していたYが、OEM契約終了後も同技術を利用して同種の製品を自社の製品として販売している。差し止めようとしたが、Yは本件技術にはXの特許権もなく、公知の技術であり、Yがその技術を用いて自社製品を作ることは何ら妨げられないと反論している。このような事態を避けるために、Xは契約上どのような条項を設けておくべきであったか。
②製品の欠陥
Xは製品を設計し、仕様書を作成した上で、Yにその製造を委託している。この製品のユーザーから製造物責

任法に違反する欠陥があったとして X はクレームを受けたが、十分に争わず、裁判になる前に賠償を行った上で、その全額を製造者である Y に求償した。Y は支払いを拒んでいる。Y の拒否は認められるか。このような紛争を避けるために、契約上どのような条項を設けておくべきであったか。

### ③ 第三者の知的財産権の侵害

Y が製造したが、製品には X の商標をつけて売られているため、X が他社の持つ知的財産権を侵害しているとして、損害賠償請求を受けた。当該知的財産権は Y がその製造過程で用いたものであり、Y にもその費用を負担してほしいと考えている。このような事態が生じた場合の処理や費用負担に関し、契約上どのような条項を設けておくべきか。

### ④ 契約終了に関する補償請求

X が OEM 契約の契約期間を延長せずに終了させる旨を Y に通知したところ、Y が X に対して OEM 契約が長期間継続することを前提として多額の設備投資を行っていたとして補償を請求し、X が当該支払を拒んでいる。この Y の主張は認められるか。X 及び Y はそれぞれ、このような事態を想定して、契約上どのような条項を設けておくべきか。

## 3. 資本提携契約

X：日本の会社 Y：タイ資本の会社（Xの合弁相手） Z：XとYの合弁会社（出資比率4：6）

### ① 少数株主保護のメカニズム

X は Y をパートナーとして、タイで低価格帯の自動車向けの部品製造の合弁会社 Z を設立することとした。Z への出資比率は X：Y=4：6 で、取締役も X が 2 名、Y が 3 名任命できるようにされている。しかし、少数株主 X の要求で、重要な業務執行に関しては、合弁契約では、出席取締役の過半数の賛成に加え、X が指名した取締役 1 名以上の賛成が必要とされた。

今回、予算案で XY の意見が対立し、予算策定の期限が迫る中、X 側の取締役に対し、Y 側の弁護士から、「予算案に賛成しなければ会社の運営ができない。いつまでも反対し、拒否を続けるならば、取締役としての忠実義務違反で損害賠償請求訴訟を提起する」と警告書が届いた。この警告には根拠があるか。

### ② 合弁会社との関連契約

X は合弁会社 Z に対し、部品製造に必要な特許等の技術供与を行うこととし、特許料や技術指導の内容について合弁契約に定めた。しかし Z は、設立後、X の特許や技術指導を受け、改良技術を開発するに至った。X は Z に対し、当該改良技術の使用許諾を求めたところ、Y 主導の Z は、X が競合製品を作ることを恐れ、これを拒否した。X は、Z 設立時にどのような手を打っておけば、このような事態を防ぐことができたか。

### ③ 競業禁止義務

合弁契約には、「本契約期間中及び終了後 2 年間、X も Y も、直接又は間接的に投資、所有、経営、ファイナンス、支配等の方法で、タイの自動車製造会社のための部品の製造・販売その他関連する事業と直接競業する事業を、タイ国内で実施してはならない。」と定められていた。X は、従来から取引のあった日米欧メーカーの高価格帯の自動車向けの部品をタイで製造し、それらのメーカーのタイ法人に販売する計画を有しており、その計画を公表した。ところが、合弁会社 Z は、当該公表後、高価格帯自動車向け部品の製造を始めることを決定したとして、X による計画が競業禁止義務違反に該当するとして提訴する姿勢を見せた。合弁会社設立時にどのような手を打っておけば、このような事態を防ぐことができたであろうか。

### ④ 撤退

XY の意見の対立によってデッドロックが生じた場合の撤退方法として、X が有する合弁会社 Z 株式の買取りを Y に求められるプットオプションを合弁契約書に定めた。Z 設立後、デッドロックが発生したため、X はプットオプションを行使したが、Y は、現地の財閥が本都合弁事業のためだけに設立した会社であり、利益もすべて親会社に配当してしまっていたため、買取に応じる資力がなかった。

合弁会社 Z 設立時にどのような手を打っておけば、このような事態を防ぐことができたであろうか。